

## 第22期第4回 佐賀県内水面漁場管理委員会 議事概要

1 日 時 令和7年7月14日(月) 10時00分から

2 場 所 佐賀市城内1丁目1番59号  
佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室(中央南)

3 出 席 者 佐賀県内水面漁場管理委員会

会	長	柴 山 雅 洋
委	員	中 村 さやか
"		藤 村 美 穂
"		森 田 忠 光
"		江 頭 大 幸
"		今 川 一 洋

4 臨 席 者 佐賀県海区漁業調整委員会事務局

事 務 局 長 荒 卷 裕

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係	長	伊 藤 敏 史
主	事	江 頭 千 優

### 5 議題及び議決事項

(1) 張網による許可方針(案)について(諮問)

⇒原案どおり承認された。

(2) 第5種共同漁業権の遊漁規則変更認可について(諮問)

⇒原案どおり承認された。

(3) 委員会指示について(協議)

⇒原案どおり承認された。

(4) その他

⇒事務局から内水面の許可のあり方、全内漁管連西日本ブロック協議会の視察場所、福岡県による漁期後のえつの調査、次回委員会の開催時期(11月)について説明が行われた。

## 6 議事概要

### 6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者 議題1・2・3 江頭主事

(2) 質疑応答

#### 【議題（1）について】

(委員) 今年も申請が2件あり、それ以外の人が上申請することはあるか。

(事務局) 今の時点ではない。

(委員) 第5項採捕許可の有効期間は3年となっているが、調整上の理由で1年の許可で毎年許可していると思う。1年にする理由というのは何か。

(事務局) 張網の構造上、川幅に対して漁具を広く口を開けて設置するような漁具になっているので、調整規則でも川幅の5分の1以上を防ぐようなものは設置してはならないというような調整規則上の規制がある。資源に与える影響が大きいので、そういう構造上の特徴によって3年から1年としているのではないか。

(委員) 塩田川の放流は誰がしているか。

(事務局) 嬉野市役所が担当している。

#### 【議題（2）について】

(委員) 遊漁規則の変更認可のオンラインのところを詳しく説明してほしい。

(事務局) 電子遊漁券を導入して遊漁券を今まで販売場所でしか買えなかつたところをスマホで買えるようになるので、いつでも買えるようになる。

#### 【議題（3）について】

質疑なし

#### 【その他について】

内水面許可の在り方

(委員) 漁業権に基づく採捕と、内水面の採捕の許可による採捕の違いを知りたい。

(事務局) 漁業するには基本的には許可がないと漁業ができない。漁業者であっても許可を得ないと網を仕掛けたりとかできない。ただ一方で漁業権があれば、そういう許可を個別に受けなくとも漁業権のもとであればできるいろんな漁法がある。